

内部統制基準・実施基準の改訂案の検討、進む

企業会計審議会内部統制部会

去る2月14日、企業会計審議会は第21回内部統制部会(部会長・八田進二青山学院大学教授)を開催した。

2010年12月公表の公開草案に寄せられたコメントを踏まえ、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書(案))および改訂案(新旧対照表)が、事務局より提示された。

「重要な欠陥」の用語の見直し

公開草案では、「重要な欠陥」という用語について、「開示すべき重要な不備」と見直すことが示されていた。

この点に関して、「内容に変更がないのであれば、英訳については「Material Weakness」のままとすることを要望する」というコメントが寄せられ、事務局から、そのようにする予定という考え方が示された。

実施基準Ⅱ2(1)①

公開草案では、持分法適用関連会社の内部統制の評価方法の緩和策として、「質問書の送付」「聞き取りあるいは報告等の閲覧」に加え、「確認書の受

領」が例示されていた。

これに対し、「どのような内容の書類を入手する必要があるのかを明示すべき」とのコメントが寄せられており、「確認書」という書類形式での受領を想起させないよう、「管理プロセスの確認」との表現に改められた。

また、「本文と新たに(注)として追加された内容との関係がわかりにくい」とのコメントが寄せられた。これを受け、基本的に「管理プロセスの確認」は、

「質問書の送付」「聞き取りあるいは報告等の閲覧」が行えない場合利用できることを明確とするよう、修正別案が提示された。この点、委員からは「注書きで優先順位を示すのであれば、本文の修正は不要なのでは」との意見が出された。

実施基準Ⅲ3(2)①、②イ・ロ

ハ

重要な事業拠点の選定等に関する監査人の実施手続について、「経営者の評価範囲が適切でない」との判断をした場合であっても経営者に追加的な対応を求めないという誤解を与えるおそれがあるため、「追加的な

対応を求める」にすべき」とのコメントが寄せられた。事務局から示されたコメントに対する考え方では、「影響の程度によっては、追加的な対応を求めない場合もあるため」とされていたが、複数の委員から次のような意見が出された。

「場合には、……場合がある」となっており、構文上も適切でない
「適切でない」と判断していい

会計

後発事象会計基準案、3月末に公表議決か

ASBJ

去る2月17日、企業会計基準委員会は第219回企業会計基準委員会を開催した。

まず冒頭に「金融商品会計基準(金融負債の分類及び測定)の見直しに関する検討状況の整理(案)」が公表議決された。意見募集は4月25日までの予定だ。

四半期会計の追加論点

次に、昨年12月に公表された四半期財務諸表会計基準(案)等が検討された。

追加論点は、年度内・年度間で開示を変更する場合の取扱いである。具体的な検討事項は主に次のように事務局から提案された。

る以上、監査人は何らかの追加的対応を求めるはず

今後の予定

今回の審議を踏まえた修正が行われたのち、後日開催予定の企業会計審議会総会に諮られる見通し。

なお、改訂後の基準・実施基準は2011年4月1日以後開始する事業年度における内部統制の評価および監査から適用される。

に、その後の年度においても継続性を求めるか。

任意の開示項目の開示・非開示の選択は、基本的には企業の判断に任せるという趣旨を踏まえ、年度間の継続性は求めない。

(3) 前年度に開示していないものを当期に開示する場合、比較情報として前期の情報の開示を求めるかどうか

(1) 年度内において継続性(首尾一貫性)を求めるかどうか

(例) 第1四半期に四半期キャッシュ・フロー計算書を開示した場合、第3四半期も開示を求めるか。

開示の継続性(首尾一貫性)を確保する。

(2) 年度間において継続性を求めるかどうか

(例) 四半期会計基準の改正を機に四半期会計期間(3カ月)の四半期損益計算書等の開示を行わなかった場合

(例) 前第1四半期では四半期会計期間(3カ月)の四半期損益計算書等の開示を行っていないが、当第1四半期から開示することとした場合に、比較情報として前第1四半期の当該開示を求めるか。

あえて任意開示を妨げる必要はないので、比較情報の開示は任意とする。

後発事象会計基準の検討

今回は主に次の2点が狙い上がった。

(1) 「公表承認日」に代わる表現

後発事象は、「会計期間の末日と財務諸表の公表承認日との間の発生事象」と定義される。この公表承認日の用語について、会社法における承認等の概念との区別を図ったほうがよいのではないかという懸念から、次の4つの代案が検討された。

- ① 提供可能日
- ② 作成完了日
- ③ 作成基準日
- ④ 評価基準日

ただ、いずれも委員を納得させるものではなく、引き続き検討されるようだ。公表承認日のままとなる可能性も十分にある。

(2) 実務への配慮と理論との齟齬

会社法の計算書類における後発事象の定義が定める時点以降に生じた修正後発事象に関する、金商法上の財務諸表における取扱いとして次の2案が検討されている。

- 案α…財務諸表の修正を要求する
- 案β…開示後発事象に準じて取り扱う(現行の取扱いと同様)

会計

認識の中止の方向性、検討

去る2月21日、企業会計基準委員会第65回SPC専門委員会を開催した。

認識の中止

「金融資産及び金融負債の消滅の認識(認識の中止)の検討の方向性について議論を行った。なお、金融商品会計基準についての検討状況を整理すると

このうち、案αは実務上の負担も大きく、案βを望む声も多い。しかし、案βは実務上への配慮でしかなく、会社法も金商法も予定していない取扱いであるとの理論的な批判もあった。

また、そもそもM・O項目でもない後発事象に関する検討を性急に行うべき必要があるのかなど、検討への根本的な疑問も呈された。

なお、後発事象会計基準の適用時期は過年度遡及会計基準とあわせて、平成23年4月1日以後開始事業年度から予定している。

また、前述の四半期会計基準等については3月17日、後発事象会計基準(案)については3月17日または31日の本委員会にて公表議決される見込みだ。

次頁図表のとおり。IASBでは、認識中止モデルの改訂は見送られ、開示に関する改訂のみが行われている

(2010年11月10日号情報フラッシュ参照)。これを踏まえて行われた前回までの議論およびさらなる分析をもとに、会計処理、開示それぞれについて、事務局から次のような方向性の

上場ブームが去って、内部統制監査もヤマ場はほぼ終り、今決。つまり、よほどの小企業でやIFRS導入で忙しい会計士業界であるが、その後はどうなるのか。中小企業の衰退が伝えられるなかで、税理士の将来もどうなのか。

難しい国家試験に合格しても若手にはなかなか就職が難しく、出番が少なくなり、技術の向上が困難だ。すると人的資源が無駄となる。そこで豪州流の会計士活用法を紹介しよう。

豪州はかつて英国植民地であり、その歴史的背景から英国企業の支店経済として発展してきた。したがって、豪州の国内企業だけに会計監査を課したとしても所詮は片手落ちとなる。そこで豪州会社法286条では原則としてすべての会社に連邦証券投資委員会への監査報告書を含む財務諸表の登記を義務化している。この登記の閲覧者はインターネットを通して贖本を購入する。現地に出不向かなくともタン&ブラッドストリート社などを通して購入できる。



この登記義務には中小企業などには免除措置もある。対象企業は、連結売上高が2,500万豪ドル、連結資産総額1,250万豪ドル、連結従業員数50人以上という条件を満たすこととされる(Dynamicの中継地として悪用されただけ

法人の事務所に大手監査法人がやって来る。監査人の数が全従業員よりも多くなる光景も見られる。さらに現地法人の利益と比べて監査報酬のほうが何倍か多いという笑えない事実もある。

で、ここでの実害は報告されていない。流刑植民地から発展した豪州には外地での恥はかき捨てとする外人も皆無ではなく、小さい経済規模では不正も影響額が相対的に大きくなるから、なおさら神経質である。

豪州では不正対処策として番号が税務申告者、商号や企業に割り当てられている。請求書や名刺にも数字コードが印刷されている。したがって、悪い者が頻繁に社名変更をしても、瞬時に旧社名を追跡することができる。確かに番号制度は経済犯罪に機能している。

個人も企業も、税務申告は必要である。また銀行取引にも監査済みの財務諸表が必要である。そこで会計監査が登記上で必要だと言われても、同じ会計士でよいのであれば違和感は少ない。なぜなら勅許会計士の1つの資格で監査と税務が兼任できる。

ひと足先に多民族国家となった豪州では、官僚規制ではなく市民型社会の自主規制のほうがよくない。日本も近隣諸国からくる外国人犯罪やマネーロンダリングにきめ細かい毅然とした対処が必要である。会計士の民間活力を規律ある社会の維持に活用する知恵はどうだろう。

岡崎 一浩(愛知工業大学教授)

案が提示された。

案1 金融資産・金融負債の消滅の認識に関する会計処理（開示）について、コンバージェンスを図る（拡充する）方向で検討を進める（そのための論点整理を2011年4～6月期に公表する）

案2 現段階では改訂を行わないこととし、今後検討していく

案1の場合には、2011年7～9月期の公開草案公表を目指す予定。

いずれにもメリット・デメリットがあることから、明確な結論には至らなかったが、委員からは、案2をとりつつ、当面の対応として認められたまま10年以上も見直しが行われていないデット・アサンプレションの規定など、必要な箇所の改訂を行うことなどが提案された。

IASBの動向

IASBが、次の5つの基準書について、発効日を2013年1月1日とすることを決定した旨が報告された。なお、3月初旬の最終基準公表を予定している。

- ・ IFRS 10号「連結財務諸表」
- ・ IFRS 11号「共同アレンジ

(図表) 金融商品会計に関する検討状況

| 項目 | IFRS | わが国の現在の検討状況 |
|-----------------|----------------------|----------------------------------|
| 金融商品の範囲 | 改訂なし | 2010年8月に「検討状況の整理」を公表 |
| 適用範囲 | 改訂なし | 検討中 |
| 金融資産の発生認識、分類、測定 | 全面改訂 (IFRS9号) | 2010年8月に「検討状況の整理」を公表 |
| 金融負債の発生認識、分類、測定 | 一部改訂 (IFRS9号) | 2011年2月に「検討状況の整理」を公表議決 |
| 金融資産、金融負債の消滅の認識 | 改訂なし | 未検討 |
| 金融資産の減損 | 改訂中 (ED) | 2011年Q3に公開草案を予定 |
| ヘッジ会計 | 改訂中 (ED) | 2011年Q3に公開草案を予定 |
| 複合金融商品 | 一部改訂 (IFRS9号) | 金融資産・金融負債の検討状況の整理で検討 |
| 注記事項 | IFRS7号認識の中止に関する開示の追加 | 2008年3月に「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」を公表 |

メント」
・ IFRS 12号「他の企業への関与に関する開示」
・ IAS 28号「関連会社及び

ジョイント・ベンチャーに対する投資」
・ IAS 27号「個別財務諸表」

無力化する財務相・中央銀行総裁会議

20カ国・地域財務相・中央銀行総裁会議（G20）が開催され、2月19日に共同声明を採択した。主な内容は、世界経済の不均衡是正、商品価格の過度な変動への対応、チュニジアとエジプトの支援などだった。

このうち、注目された世界経済の不均衡是正に関しては、本来具体的な指針が打ち出されるべき会議であるにもかかわらず、アメリカが主張するような経常収支の数値目標といった各国の行動を制限する案ではなく、貿易収支など参考とする経済指標を掲げただけの比較的緩い表現

経理用語の豆知識

企業結合会計における取得原価の算定

被取得企業または取得した事業の取得原価は、原則として、取得の時価となる財の企業結合日における時価で算定する。支払対価が現金以外の資産の引渡し、負債の引受けまたは株式の交付の場合には、支払対価となる財の時価と被取得企業または取得した事業の時価のうち、最も信頼性をもって測定可能な時価で算定する。取得の時価性が認められる特定の報酬・手数料等は取得原価に含まれ、それ以外は費用となる。

取得が複数の取引により達成された場合における被取得企業の取得原価の算定は、①個別財務諸表上、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額をもって取得原価とする、②連結財務諸表上、支配を獲得するに至った個々の取引のすべての支配獲得日の企業結合日における時価をもって取得原価を算定する。なお、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額との差額は、当期の段階取得に係る損益として処理する。

連結納税における連結欠損金の繰越控除

連結欠損金額とは、連結所得の連結グループ全体の合計金額がマイナスとなった場合のそのマイナス部分の金額をいう。連結欠損金は通常7年間にわたり繰越控除を行うことが可能となり、発生年度の古い順から実施することになる。なお、この規定は連結確定申告書を継続して提出することが要件となる。

連結欠損金の算定は、連結納税の計算の方法と同様にグループ全体の金額を計算するとともに、グループ内の各法人に帰属する金額を計算することになる。連結親法人の連結納税開始前の繰越欠損金および別の連結グループの連結欠損金個別帰属額は連結納税開始により連結欠損金とみなされる。

また、平成22年度税制改正により、連結欠損金とみなされた額のうち連結納税開始時・加入時の時価評価対象外の子法人（特定連結子法人）の繰越欠損金等は連結特定欠損金とみなされ、その法人の個別所得を上限に控除する等の特別の処理が必要となる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

| 日付 | 法規等 | 出所 | 備考 | 掲載号 |
|------------|--|---------|--|-----|
| 2011年2月10日 | 事務取扱指針等の改正について | 全国株懇連合会 | 株券電子化後の株式実務等への適合を図るため、議決権行使書の取扱指針、株主総会の議決権不統一行使に関する取扱指針、取得請求権行使請求書モデル、新株予約権行使請求書モデルなど事務取扱指針等を改正したもの。 | — |
| 2011年2月14日 | 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案および「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正 | 厚生労働省 | 適格退職年金から企業年金等への移行に向けた取組みが進められているが、閉鎖型適格退職年金から確定給付企業年金への移行の促進を目的として、手続の簡素化等の措置を講じるもの。意見募集は2011年3月16日まで。 | — |
| 2011年2月15日 | 金融機関が破綻した場合における預金保険制度による保護の対象外の預金に係る所得税及び法人税の取扱いについて(文書回答事例) | 国税庁 | 預金保険機構による税務上の取扱い等に関する照会を受けて回答したもの。 | — |

頭の痛いMBOの流れ

証券

中近東諸国の民衆蜂起はますます広がり、深まってきた。すでにチュニジア、エジプトの強権的な政権は崩壊したが、ここへきて有名な独裁者カダフィ氏が治めてきたリビア情勢が一気に緊迫してきた。単純な話だが、リビアは有力産油国であり、政治不安から石油生産に異

変が生じるようだと、世界経済への影響は軽視できない。すでに石油価格の上昇に弾みがつき、株式市場の警戒も強まってきた。かねてから石油を筆頭とする国際商品市況は、米ドルの大量流出によってパブル的な上昇になる可能性があるとして、株式市場のリスク要因に

にとどまった。

世界経済の不均衡の焦点は中国の人民元が過小評価され続けるなかでの中国の経常黒字拡大にある。しかし、中国は経常収支の数値目標には反対し、結局アメリカの主張するような具体的な合意には至らなかった。

G20は、アメリカ、イギリス、フランス、日本、ドイツの5カ国に始まり、その後、参加国を徐々に拡大する形で、現在は20カ国まで拡大されている。そのように拡大していった理由そのものが、新興国の経済的躍進で世界経済のパワーバランスが変化して、少数の経済的先進国の主導による世界経済の政策協調が意味をなくしていったためだった。

しかし、今回のように中国1国でアメリカに対して反対意見で対抗し会議の機能を左右する国が現れるに至っては、現在の国が現れるにまで拡大してもやはりその機能はかなり制約される。今後、4月にワシントンで開催される予定になっている次回会議で、参考指針や監視対象国を決定することになってはいるが、中国を始め新興国と従来のG7各国との意見対立が激化する可能性も残している。その場合、軍事分野での核開発と同じ南北対立の構図が経済でも表れることになるだろう。

世界経済のパワーゲームに関わるプレイヤーの数が増え、各国の財政政策に整合性を求めることが一段と困難になっている。財務相・中央銀行総裁会議にかわる新たなしくみが求められる。

あげられてきた。それがやや予想外の原因から現実になるうとしている。

近年、経済成長が目目されてきた新興国では、成長の裏で富の格差の拡大、若者の就職難、政治活動や言論の自由の抑圧などに国民の多数が不満を強めてきた。石油価格高騰で潤う国の多い中近東はその代表だが、最大の新興国、中国も似たような事情にある。今、世界の株式市場では、中近東の問題が中国に波及してこないか、目を凝らしているところである。

国内に目を転じれば、MBO(経営者による企業買収)の動きが注目される。2月に入って、その業界では有力企業であるCCC、オートコーポレーションが相次いでMBOを発表した。経営者が発行株式を買い戻し、株式市場から退出するのである。

両社はMBOによって所有と経営の一致したオーナー経営に戻って、M&Aの恐怖、株式市場に伴う煩わしさ、高いコストから解放されることを選んだ。また、株式市場の大きな目的であったはずの市場からの資金調達、金融緩和が常態となってきた、そして魅力あるものではなくなっていることも動機の一つといえよう。

こうしたMBOが近年、じわ

訂正とお詫び

2011年3月1日号(No.1274)23頁の掲載内容に誤りがございました。読者の皆様にご迷惑をお詫びするとともに、誤りの内容について次のように訂正させていただきます。

◆訂正箇所

23頁冒頭枠内1行目および、1段目6行目中、
(誤)「平成21年1月1日に施行された」
(正)「平成22年1月1日に施行された」